

No.	項目	Q	A
1	手すり	手すりの材質はどのような素材が対象となるか。	木製、プラスチック、樹脂製であり、握り部分が金属素材でないものを推奨する。 (握り部分が金属素材の場合、夏は熱く、冬は冷たくなるので、直接触ることができなくなるため。また、外部に設置する場合も同様に樹脂などの皮膜処理がされていること。)
2	手すり	手すりの取付けで注意することはあるか。	設置箇所ごとに身体に適した手すりを選定すること。 ・横手すりは階段や廊下などで手を滑らせながら体を移動する場合 ・縦手すりは上下移動、移乗など、しっかり保持する必要がある場合 安全面の確認をしていること。 ・手すりの端部については、袖口が引っ掛かる恐れがあるため、曲げること。 ・強度保持のため、メーカーの基準に沿って一定の間隔毎にブラケットを入れること。
3	手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	身体状況によって支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。その場合、理由書等でその形状の手すりを選んだ理由を記載すること。
4	手すり	介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は、対象となるか。	単に老朽化したとの理由であれば認められない。
5	手すり	端部分が突き出ており端部が衣服の袖口に引っかかる可能性があるため手すりを交換する場合は支給対象となるか。	現状の手すりがエンド加工されていないため、端部が衣服の袖口に引っかかる可能性がある、という理由での改修は認められない。
6	手すり	高い場所に設置する手すり、手すりの間から下へ転落する恐れがあるため、柵付き手すりを設置したい。支給対象と認められるか。	手すり設置は、転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的としているため、転落の防止は目的外となる。手すり部分と柵を分けて計上できるのであれば、手すり部分のみを支給対象とする。
7	手すり	高い場所に設置する手すり、手すりの間から下へ転落する恐れがあるため、柵の代わりに手すりを設置する場合は支給対象と認められるか。	前項の回答と同じ。手すりの設置目的が違うため、手すりの取付け自体が支給対象にならない。
8	手すり	遮断機型(はね上げタイプ)の手すりは、支給対象か。	やむを得ない理由があれば認められる。 例えば、動線上通路をふさぐ形でしか付けられない、片側麻痺があり通路をふさぐ側につけるしかない等の理由が考えられる。
9	手すり	利用者の身体状況の変化に伴い、既存手すりの位置の移設が必要となった場合は支給対象となるか。	移設費用は支給対象となる。
10	手すり	玄関から道路までの手すりの設置は住宅改修の支給対象となるか。	原則、私有地内であれば支給対象となる。
11	手すり	手すりの設置に伴う、既存ペーパーホルダーの移設費(撤去費及び設置費共)は支給対象となるか。	工事の都合上やむを得ないものと考え、支給対象とする。ただし、新しいペーパーホルダーへの付け替えは対象とならない。
12	手すり	柵付き手すりや浴室のスライドバーなどは支給対象か。	付加機能があるものは認められない。ただし、手すり部分を分けて計上できるのであれば、手すり部分のみを支給対象とする。
13	手すり	植え込みなどの通路ではない場所に手すりの支柱を立てる場合は、支給対象になるか。	手すりは原則通路上に設置するものであり、植え込み等の通路以外の場所に設置する場合は、通路の増築として支給対象とならない。 ただし、支柱を立てる地盤に問題がある場合や、通路上に支柱を設置すると幅が狭くなり歩行が難しくなる場合などは、例外的に通路以外への設置を認めるが、理由書等に理由を記載すること。しかしその場合でも、なるべく通路側に寄せ、体と手すりが離れないように設置する必要がある。
14	手すり	階段の同じ箇所には滑り止めと手すりを設置する場合、どちらも支給対象になるか。	滑り止めと階段手すりほどどちらも効果があるため、原則どちらかしか支給対象にならない。ただし、手足指の麻痺が強どどちらか一方だけでは昇降ができないなど、身体状況によりやむを得ない理由があれば、認められる場合もある。
15	段差	玄関から道路までの段差解消は住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。対象となる工事の種類は、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更などである。
16	段差	昇降機、リフト、段差解消機などの設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機などといった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象とならない。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具費との支給対象となる。
17	段差	要支援の認定を受けているひとり暮らしの人が、洗濯物を干すなどのためベランダから出入りをする必要がある時に、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認めてよいか。	ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本的動作を支援するためのものであるため、住宅改修費の支給対象となる。
18	段差	踏み台は固定しなくてもよいか。	踏み台は置くだけでなく固定することが必要。固定されていない場合は、支給対象とならない。 申請時には、段差にメジャーを当てた写真と固定されている写真を提出すること。
19	段差	上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にするなどの工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは支給対象とならない。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

No.	項目	Q	A
20	段差	スロープの支給対象となるのは、どのような場合か。	車いすやタイヤ付き歩行器など、車輪系の福祉用具を使う場合に認められる。杖歩行の場合、傾斜は逆に突っかけて危険であるため、原則認めない。またスロープの改修の場合、市ではアドバイザー制度の使用を推奨している。
21	段差	門の脇の壁を取り壊し、スロープで新しい道を新設する工事は支給対象となるか。	通路の新設は対象とならない。ただし、このスロープの横に設置する手すりについては、移動動作に資する目的の手すりとして、手すりの設置のみ支給対象となる。
22	段差	適切なスロープの勾配はどのくらいか。	利用者が自ら車いすを操作する場合は勾配を12分の1～15分の1程度にすることが望ましい。また、介助者が操作をする場合でも急すぎると負担になり転倒の恐れがあるため注意が必要。なお、介助者が車いすを操作する場合は10分の1程度にすることが望ましい。
23	段差	適切なスロープの幅はどのようなものか。	幅が狭いと脱輪する可能性があるため、900～1200mm程度の幅が望ましい。これは介助つきや車いすでも通れる幅の目安であり、国交省のバリアフリー法などの指針をもとにしている。独歩の場合900mm、介助付き・車いすの場合1200mm程度までを対象とする。それ以上の幅での申請については、超過分は対象外として按分する。
24	段差	外階段の踏み面が狭く踏み外す可能性があるため、蹴上げの高さは変えずに踏み面を広げて、階段の角度を緩やかにする工事は支給対象となるか。	蹴上げの高さが変わらないことから、段差解消の工事とはならないため、支給対象にならない。安全面など勘案し本来はスロープの設置を検討するべき。
25	段差	昇降機を設置し、掃出し窓から外に出たいが、設置箇所及びその先に段差(犬走り)があり、車いすが移動できない。この場合の段差解消は支給対象となるか。	昇降機設置のための犬走り撤去は、昇降機の設置自体が対象外であることから、付帯工事としても支給対象にならない。
26	段差	急勾配の通路に階段を新設する工事は、支給対象になるか。	利用者の身体状況に合った工事であれば支給対象となる。
27	段差	床段差を解消するために浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、住宅改修ではなく特定福祉用具の支給対象となるため、住宅改修としては支給対象とならない。入浴補助用具の浴室内すのこ(浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当する。
28	床材	畳からフローリング等への変更は部屋の全面が支給対象となるか。	生活動線として使用している部分が支給対象となるため、ベッドやタンス、洗濯機等の物が置かれている面積は支給対象とならない。床全面の工事を行う場合は対象となる部分と対象外部分を按分する。そのため、図面等に通路となる部分の面積の記載が必要である。
29	床材	現状フローリングに掘りごたつがある。身体状況変化により使用できなくなったので、これを埋めたいが、段差解消として認められるか。	掘りごたつは動線上の段差とは言えないため対象とはならない。
30	床材	屋外での改修での注意点はどのようなものがあるか。	屋外の場合、植え込みや庭などの元々通路目的として使用していなかった部分は支給対象とならない。
31	床材	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装などが考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。
32	床材	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化などのための床材の変更」に当たる。
33	床材	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転倒する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。
34	床材	階段等に貼る滑り止めテープは、支給対象か。	金具、両面テープ、接着剤等で固定されているものであれば、支給対象とする。
35	床材	浴槽内の固定式滑り止めマットは、清掃などの利便性を考えマットを固定せず取り外し可能な状態にした場合でも支給対象になるか。	滑り止めマットについては、固定してもなくても住宅改修の支給対象にはならない。
36	床材	階段の同じ箇所に滑り止めと手すりを設置する場合、どちらも支給対象になるか。	滑り止めと階段手すりはどちらも効果が同じであるため、原則どちらかしか支給対象にならない。ただし、手足指の麻痺が強くどちらか一方だけでは昇降ができないなど、身体状況によりやむを得ない理由があれば、認められる場合もある。
37	扉	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重くて開閉が容易でないという理由であれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とならない。
38	扉	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸などへの扉の取替えとして支給対象となる。ただし、移設や元々なかったところへの新設は、支給対象とならない。
39	扉	ドアノブの交換は支給対象になるか。	身体状況により、既存のドアノブでは扉の開閉が困難な場合、支給対象となる。

No.	項目	Q	A
40	扉	ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、支給対象としてよいか。(開き戸から開き戸への変更の場合)	身体状況による変更であれば対象となるが、単に古くなったなどの理由による場合は対象とならない。ただし、まずはドアノブのみの改修を検討すべき。
41	扉	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手などに変更する場合、戸車を設置する場合などが考えられる。
42	扉	扉の取替えではなく撤去のみの場合、支給対象となるか。	支給対象となる。
43	扉	以下①、②の理由で扉交換を行う場合、支給対象と認められるか。 ①現状は開き戸で、浴室内にシャワーチェアを置くのが狭くてドアを開けることができないため、折れ戸に変更したい。 ②扉が内開きになっており、もし利用者が浴室内で倒れた場合、外から開けて助けられない。	①は、シャワーチェアを利用しなくてはならない身体的理由があれば、日常的な問題点であるため支給対象となる。 ②は、住宅改修の支給対象はあくまで、身体状況により現状問題がある箇所のみで、緊急時のための改修は対象とならない。
44	扉	入口の扉が狭く、車椅子利用(介助者同行)では通ることができない。扉の幅を拡張し、扉交換を行うことは支給対象となるか。	利用者の身体状況、介助のため、という理由であれば扉交換及び間口の拡張共に認められる。
45	扉	トイレの扉交換(開き戸→引き戸)をおこなうが、引き戸にするためにはトイレ自体が狭いので、壁を壊してトイレを拡張したい。付帯工事として認められるか。	トイレの扉交換は支給対象となるが、トイレの拡張工事は支給対象とならない。
46	扉	扉の変更で引き込み扉への変更は支給対象になるか。	支給対象となる。
47	扉	扉を撤去してカーテンの取り付けは対象になるか。	扉の撤去は対象となるが、カーテンの取り付けは対象にならない。ただし、カーテンがアコーディオンカーテンの場合は支給対象となる。
48	トイレ	便器の取り替えと補高便座の購入を同時に行ってもよいか。	原則、便器の取り替えと福祉用具の購入(補高便座)との同時申請は、認められない。
49	トイレ	汲み取り式トイレを水洗式トイレに改修することは支給対象になるか。	下水道工事を伴う汲み取り式トイレの改修は、支給対象にならない。
50	トイレ	床や壁は、どこまで付帯工事として支給対象になるか。	タンクを変える場合、壁はタンクの高さまでの3面が支給対象となる。タンクを変えない場合は、床が高くなっている部分の高さまでの3面を支給対象とする。 また、併せて床材変更も行う場合は全面が支給対象になる。 床の対象部分として、解体に関する工賃は全面、補修や新たな床材の貼付けに関しては材工ともに按分し、床が高くなっている部分のみ支給対象となる。  そのため図面には、床・壁・床が高くなっている部分の面積を記載すること。タンク交換も行う場合、タンクの高さも記載する。 写真は便器の写真に加え、床が高くなっている部分の高さにメジャーをあてたもの、タンク交換も行う場合はタンクの高さにメジャーをあてた写真を添付する。 カタログは床材・壁紙(幅木)のものも提出する。
51	トイレ	和式便器から洗浄機能が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器などへの便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。
52	トイレ	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能などが付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合などを想定しているためである。洗浄機能などのみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象とならない。
53	トイレ	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となるため、住宅改修としては支給対象とならない。
54	トイレ	ストーマ利用者の汚物流しの設置は介護保険の住宅改修の支給対象か。	和式トイレの洋式化の目的として、しゃがんだりの負担軽減を目的としているため、汚物流しは支給対象にはならない。
55	浴槽	高齢者に適した浴槽はどのようなものか。	高齢者の入浴に適した浴槽は、またぎの高さが400mm程度、浴槽の深さが500mm～550mm程度(高低差が100mm～150mm)とされている。
56	浴槽	浴槽交換とすのこ(福祉用具)の購入は同時にできるか。	原則として、浴槽交換と福祉用具の購入(すのこ)の同時申請はできない。
57	浴槽	浴室の改修について、段差の解消や手すりの取付けなどのため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も、住宅改修として支給対象になるか。または、全体的に取り替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費とするか。	申請している項目をそれぞれ按分することが可能であれば、その項目においては支給対象とすることができる。

No.	項目	Q	A
58	浴槽	浴槽交換で支給対象とならないものはどのようなものか。	浴槽の深さや浴槽のまたぎの高さが工事前と工事後であまり変わらず、改修効果が見込めない場合は対象とならない。
59	浴槽	ユニットバスの工事の際、既存の浴室の壁を壊して浴室を広げる工事は対象となるか。	拡張工事は支給対象とはならない。
60	浴槽	ユニットバスからユニットバスへの改修は可能か。	ユニットバスは基本的に高さも低く跨ぎやすいため、また工事費用が高額になるため、まずは福祉用具などの代替手段で入浴ができないか検討を行うこと。
61	浴槽	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の対象になるか。	浴槽の縁も、玄関の上がり縁と同様「段差」に含まれるものとして対象になる。
62	流し	流し・洗面台の取り替え工事が対象となるのはどのような人か。	車いす利用者や立位での長時間の作業が困難な方が対象で、現況の流しや洗面台が使えなくなった場合。また、リウマチ等のため、蛇口がひねられなくなった場合は、蛇口交換のみ支給対象となる。
63	流し	どのようなタイプの流しや洗面台が支給対象となるか。	車いす等で使用するため、シンク下に足が入るタイプが支給対象となる。(足が入れないと、蛇口からの距離が遠くなり、利用が困難なため)
64	その他	スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置は支給対象となるか。	付帯工事として支給対象に含まれる。
65	その他	住宅改修の際不要となった便器・扉などの撤去費用及び処分費用は支給対象になるか。	これらの費用は「洋式便器などへの便器の取替え」又は「引き戸への扉の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから支給対象になると考える。
66	その他	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。
67	その他	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートなどの集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は利用者の専有の居室に限られるものと考え、洗面所やトイレが共同となっている場合など、利用者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、利用者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、利用者の身体状況、生活領域、希望などに応じて判断すべきものである。
68	その他	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパートなどと同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。
69	その他	利用者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険被保険者証の住所が住所地となる。
70	その他	サービス付き高齢者住宅の居室については居室に含まれるとされているが、サービス付き高齢者住宅の入居者が、自らの居室に手すりを付ける場合、支給対象となるか。	サービス付き高齢者住宅は、制度上、住宅改修は可能だが、サービス付き高齢者住宅の居室は、そもそも高齢者に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、利用者の身体状況により個別の対応が必要と判断した場合には、住宅改修費の支給対象となる。改修が必要な場合は、事前に相談すること。
71	その他	主な改修理由が介護者の負担軽減のためでも、支給対象になるか。	あくまでも被保険者本人のための制度であるため、本人の身体的困難な理由がなければ、支給対象にはならない。ただし本人の身体的な理由があり、介助者の負担軽減が付属的な理由として書かれている場合は支給対象になる。
72	その他	被保険者が自ら住宅改修を行った場合は、どのような取扱いになるか。	被保険者自らが住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とする。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので、留意されたい。
73	その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となるか。	施工担当者が同居家族の場合は、材料費のみ支給対象となる。担当者が別居家族の場合は、材料費・工賃ともに支給対象となる。また施工会社に同居家族が在籍している場合でも、法人として領収書の発行が可能かつ担当が同居家族以外であれば、材料費・工賃ともに支給対象となる。法人としての領収書の発行が不可能な場合は、材料費のみ支給対象である。
74	その他	1つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修費用は、どのような取扱いになるか。	1つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことは可能である。ただし、1つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修の内、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。

No.	項目	Q	A
75	その他	現地調査から申請までに期間が空いてしまったが、どの程度であれば申請してよいか。	モニタリングの自宅訪問の期間より、3か月とする。それ以上空いている場合は、最後にモニタリングを行った日にちと、現地調査から身体状況に変化がないかを別途記載すること。
76	その他	施工業者はどのように探せばよいか。	市で斡旋等を行っていない為、ご自身で探す又は担当のケアマネジャーに相談し探すことになる。 参考として、町田市のホームページに受領委任業者の一覧を掲載している。 (トップページ>医療・福祉>介護保険>事業者の方へ>住宅改修>受領委任払いの事業者について)
77	その他	入院中(入所中)の申請は可能か。	入院(入所中)に身体状況が変化するため、原則退院(退所)後の申請・工事が望ましい。 ただし、身体状況や動作の確認がしっかりとされ、退院(退所)日も決まっている場合は、入院(入所中)の事前申請・着工は可能である。しかし、工事後の支給申請は退院(退所)後の申請となるため、着工後に退院(退所)ができなくなった場合の費用は、支給対象にはならない。
78	その他	要介護(支援)認定新規申請中の申請は可能か。	事前申請は可能である。その場合、暫定で1割負担の場合の事前審査完了通知を発行する。 認定結果が出る前の着工も可能ではあるが、工事後の支給申請は認定結果が出た後の申請となるため、認定結果が非該当になった場合、工事費用は支給対象とならない。
79	制度	1割負担から2割負担(又は2割負担から3割負担)など負担割合が変更になる方の住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給されることになるか。	改修費用の領収日が基準となる。(利用者が施工業者に改修費用を支払った日。)
80	制度	受領委任払いとは何か。	利用者が支給対象となる工事費用の1割、2割または3割と支給限度額を超えた部分の費用を施工業者に支払い、支給対象となる工事費用の上限額を限度として、9割、8割または7割を町田市から施工業者に給付するもの。
81	制度	償還払いとは何か。	利用者が施工業者に工事費用の全額(10割)を支払い、その後、市から支給対象となる工事費用の9割、8割または7割を公費給付額とし償還(払戻し)を受けるもの。
82	制度	病院や施設からの一時帰宅の為に手すり等の住宅改修は支給対象となるか。	一時帰宅のための住宅改修は認められないため、支給対象とならない。
83	制度	事前審査と異なる箇所に設置した場合支給対象となるか。	事前申請と異なる箇所に設置した場合は、支給対象とならない。
84	制度	市の事前審査完了前に着工した場合、支給対象となるか。	事前審査を受けていないものは、支給対象とならない。
85	制度	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける施工する場合は、支給対象となるか。	竣工日以降に、実際にその住宅で生活する中で身体的状況による問題があり、後日施工する場合には、住宅改修の支給対象となる。
86	書類	事前審査完了後、工事内容に変更が生じた場合の手続きはどのようなものがあるか。	工事内容の変更が決定した場合、必ず事前に介護保険課へ連絡すること。 変更が生じた場合、介護保険住宅改修工事内容変更届や変更後の見積り、変更後の図面の提出が必要となる。内容によっては該当する事前申請を取り下げ、再度事前申請が必要となる。
87	書類	事前審査完了後、工事を行わなくなった場合の手続きはどんなものがあるか。	町田市住宅改修事前申請取り下げ書の提出が必要となる。
88	書類	家族が所有する建物に住んでいるが承諾書は必要か。	家族間であっても賃貸借契約を結んでいる住宅にお住いの場合は必要となる。 ただし、確認した結果、住宅改修承諾書が不要な場合は、不要になった理由がわかるものを添付すること。
89	書類	図面はどのようなものが必要か。	生活動線がわかる全体図(居室、トイレ、浴室などがわかる平面図)を提出すること。 改修前と改修後の図面が必要。 必要に応じて拡大図や立面図、平面図、断面図などの添付が必要。
90	書類	決定通知書の再発行は可能か。	原則不可。事前審査完了通知はケアマネジャーに、支給決定通知書は受領委任払いの場合本人と施工業者に、償還払いの場合本人に送付しているため、なくさないようしっかりと保管していただきたい。